

覚 書

福岡県（以下、「県」という。）と （以下、「受託者」という。）は、生活困窮者就労準備支援事業等業務委託に関し、以下のとおり、覚書を締結する。

（共同実施に係る取り扱い）

第1条 受託者は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者アウトリーチ支援事業の2事業について、県と県内各市との共同実施を前提として実施することについて了解する。

2 事業内容は、成功報酬の規定を除き、県と同様とする。

3 本覚書の規定は、県との共同実施を行う県内各市の契約にあたって適用するものとし、今後、新たに参加する市についても同様の取り扱いとする。

（共同実施に伴う契約の取り扱い）

第2条 受託者は、今後、県との共同実施を希望する県内各市との間で、個別に契約を締結する。

2 各市との個別の契約金額の目安は、県の契約金額に基づき、各市の人口規模を踏まえた算式（別紙）によるものとする。

3 県及び各市との契約については、個別経理を行うものとし、各契約に係る共通経費については、適宜案分して経理することを妨げない。

（共同実施にあたっての受託者の人員体制）

第3条 受託者は、事業実施に当たって、共同実施に参加する各市の人口規模を踏まえた算式（別紙）により算出される人員数を確保するものとする。

2 県は、共同実施に参加する県及び市の人員について、受託者が他自治体の業務との兼務により確保することを妨げない。

3 受託者は、各市との間の個別契約毎に連絡調整に係る者を指定し、業務実施に際して支障が生じないように努める。

（覚書の期間）

第4条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、当該期限終了後、県と受託者が、引き続き業務委託契約を締結する場合には、1年ごとに同一条件で更新されるものとする。

（疑義の解決）

第5条 この覚書に関して疑義が生じた場合、その都度、県、受託者両者の協議の上、解決するものとする。

以上のとおり確認した証として、本覚書を2通作成し、県、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

県

福岡県 代表者 福岡県知事

受託者

事業受託者 代表者